

第1201回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開催日 平成30年4月26日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 市教委第21号 高知市立鏡公民館畑川分館の廃止について
- 日程第3 市教委第22号 平成31年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について
- 日程第4 市教委第23号 高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について
- 日程第5 市教委第24号 高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について
- 日程第6 市教委第25号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 日程第7 市教委第26号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について
- 日程第8 市教委第27号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について
- 日程第9 市教委第28号 高知市教育支援委員会委員の任命について
- 日程第10 市教委第29号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

4 出席者

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| (1) 教育委員会 | 1 番教育長 | 横 田 寿 生 |
| | 2 番委員 | 谷 智 子 |
| | 3 番委員 | 西 森 やよい |
| | 4 番委員 | 野 並 誠 二 |
| | 5 番委員 | 森 田 美 佐 |
| (2) 事務局 | 教育次長 | 弘 瀬 健一郎 |
| | 教育次長 | 高 岡 幸 史 |
| | 教育政策課長 | 和 田 典 子 |
| | 教育政策課教育企画監 | 和 田 広 信 |
| | 学校教育課長 | 溝 渕 隆 彦 |
| | 学校教育課教育課程担当副参事 | 今 西 和 子 |
| | 人権・こども支援課生徒指導対策監 | 中 井 昭 秀 |
| | 少年補導センター所長 | 金 井 伸 也 |
| | 図書館・科学館課長 | 小 新 貴 士 |
| | 教育研究所長 | 近 森 夏 彦 |
| | 学校教育課学校教育班長 | 西 田 尚 弘 |
| | 教育政策課長補佐 | 吉 本 忠 邦 |
| | 学校教育課指導主幹 | 竹 内 清 貴 |
| | 学校教育課指導主事 | 入 江 洋 |
| | 図書館・科学館課管理担当係長 | 弘 瀬 友 也 |
| 教育政策課総務担当係長 | 神 岡 純 子 | |

教育政策課主任

北岡美樹

1 平成30年4月26日（木） 午後4時00分～午後4時53分（たかじょう庁舎5階南会議室）

2 議事内容

開会 午後4時00分

横田教育長

ただいまから、第1201回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、西森委員、お願いいたします。

西森委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第21号「高知市立鏡公民館畑川分館の廃止について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

市教委第21号「高知市立鏡公民館畑川分館の廃止について」説明をさせていただきます。

今回の提案の趣旨ですが、高知市立鏡公民館畑川分館の廃止について、「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則」に基づき、教育委員会に諮るものです。

鏡公民館畑川分館は、昭和6年に建築された小学校を廃校後に、公民館として利用してきたもので、築87年が経過し、老朽化が著しく進んでおります。平成17年の合併により、高知市の施設となっておりますが、集落の人口減少と高齢化により、ほとんど利用されておりませんでした。

昨年、市の公共施設再配置計画の策定に伴い、廃止の方向で地元の説明をしてきたところ、特に異論もなく同意をいただけたところです。地元からは台風などで周りの建物に被害が出る前に取り壊してほしいという意見もいただきましたので、今回の委員会で廃止の議決がいただければ、6月議会で公民館条例の修正を行い、8月には解体工事にかかりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第21号「高知市立鏡公民館畑川分館の廃止について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第21号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第22号「平成31年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第22号「平成31年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」説明をさせていただきます。

趣旨といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条、いわゆる無償措置法に基づき定められた高知地区内の小学校において使用する教科用図書、昨年採択を終えている道徳科を除くもの及び中学校において使用する教科用図書、道徳科を採択するために高知市教育委員会として、平成31年度使用高知地区教科用図書調査研究方針を定め、高知地区教科用採択協議会に諮問するものでございます。

まず、教科書採択の仕組みでございますが、本市は単独で高知採択地区となっておりますので、採択の仕組みは本市独自で定めることができます。

配付資料の1ページ「平成31年度 高知地区 中学校教科用図書採択の仕組み」をご覧ください。

昨年度実施いたしました小学校道徳科の教科用図書採択と同様の流れであります。本年度も中学校道徳科に関しましては、採択協議会が教育委員会の諮問を受けて、平成31年度使用中学校道徳科の教科用図書を調査研究するに当たり、専門的な調査を調査研究委員会に委任することとなります。その結果につきましては、採択協議会調査研究委員会から報告を受け、採択協議会では3種、いわゆる教科書会社3社を選定し、教育委員会に答申し、教育委員会において採択をするという流れとなります。

続きまして、2ページ「平成31年度使用 高知地区 小学校教科用図書採択の仕組み」をご覧ください。

昨年採択を終えている道徳科を除く全ての教科用図書が対象となります。

先ほどの資料「中学校教科用図書採択の仕組み」とは異なり、下段の調査研究委員会が簡略化されております。その理由としましては、※印をご覧ください。

1点目として、平成29年度の文部科学省の検定において、新たな図書の申請がなかったことから、現在使用している教科書で大幅な内容の変更がないためとなっております。

2点目に、文部科学省からの通知文「平成31年度使用教科書の採択事務処理について」の中の「1採択に当たっての留意事項」において、「例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられる」と明記されているためでございます。

3点目となりますが、今回採択される教科用図書は、平成31年度のみ使用となります。平成32年度からは学習指導要領全面改訂に伴い、来年度におきましても再度採択を行います。

また、高知県内の7採択地区及び四国の県庁所在地の3市教委並びに岡山市教委に対し、採択事務について問い合わせたところ、高知県内の1つの採択地区が検討中と答えた以外、残りの10地区が本市と同様に、採択事務の簡略化を予定しているとのことでした。

3ページをご覧ください。

「平成31年度使用高知地区教科用図書調査研究方針」についてでございます。これは、昨年度の小学校の道徳化と同じ内容でございますが、4点の専門調査を行い、この方針でよろしいか、お伺いするものでございます。そして、4ページ目でございますが、これにつきましては、先ほどの1ページ目にありました高知市教育委員会から採択協議会への諮問の内容となっております。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

横田教育長

来年は平成32年度使用のものを、全ての教科について、小・中学校ともに行わなければならないということですか。

学校教育課長

小学校の教科用図書において行わなければなりません。

横田教育長

その次は、中学校の採択を行わなければならないということですね。

学校教育課長

はい。

横田教育長

よろしいでしょうか。

森田委員

私の意見ですが、3ページのところで、方針の1に「学習指導要領に定める目標が達成できるとともに、今日的な課題を踏まえた内容が配慮されているか。」とありますので、2ページに戻りますが、平成25年度検定合格教科書の中から採択を行うに当たり、今日的な課題にずれが生じていないかどうか重点を置いていただければよろしいかと思えます。

学校教育課長

今日的な課題をしっかりと見据えつつ、議論をしていくよう注意していきます。

横田教育長

他にはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

では、他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第22号「平成31年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第22号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第23号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第23号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」委員の新規委嘱及び任命についてお諮り願います。

資料1ページ及び2ページをご覧ください。

本条例第3条の組織をご覧くださいと、採択協議会の委員は、教育委員会事務局職員、教育公務員、その他学識経験者等のうちから教育委員会が委嘱又は任命するとあります。

そこで、本条例に基づき、議案資料5ページのこれら委員を委嘱又は任命してよろしいか伺います。新任として、2番の田所一宮中校長、3番の吉本城西中校長、4番の西本旭東小校長、5番の塩田大津中教頭となっておりますが、それぞれ道徳に係る専門性を有しており、適任であると判断しております。

なお、女性比率は10人中3人、割合では30%でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

第3条で教育委員会事務局職員も候補者になるということですが、今回、これに当たる方はいらっしゃいますか。9番の方は教育委員会事務局職員になりますか。

学校教育課長

事務局職員ではありませんが、高知市教育委員会の職員になります。

西森委員

わかりました。

横田教育長

従来、研究所長が委員となることは多いですか。

学校教育課長

はい。

横田教育長

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第23号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第23号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第24号「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

市教委第24号「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について」説明させていただきます。

趣旨といたしましては、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業を実施する高知市立学校を選定するため、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員を委嘱及び任命するものでございます。

それでは、まず当該事業の概要について説明させていただきます。

当該事業は、地域との連携や外部人材を活用するなど、特色ある教育活動に積極的、意欲的に取り組む学校を支援することを目的としており、学校長自ら、5名の審査会委員の前で10分間のプレゼンを行い、質疑を受け、審査会委員の協議によって実施校が選定され、決定された事業費が配当されるものとなっております。また、2月には、報告会を開催し、実施校の取組や事業の成果等について報告していただくこととしています。

続きまして、審議していただく内容について、7ページの表をご覧ください。

審査会の開催に当たっては、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会条例第3条に規定された5名の委員で構成することとなっております。内訳としては、教育委員会事務局職員2人、高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表者1人、学識経験者1人、民間団体又は事業者の代表者1人と規定されております。

今回の委嘱又は任命に当たりましては、ご覧の表のようになっております。

1番の委員は、学識経験者で今回新任となります。

2番の委員は、民間団体の代表者で前年度に引き続きとなります。

3番の委員は、高知市立学校の生徒の保護者の代表者となりますが、所属団体は高知市で、以前はあかるいまちの作成をする秘書広報課、現在の課名で申し上げますと広聴広報課におられ、現在は、高知市総務部政策企画課移住・定住促進室長を務めておられる方でございますので、保護者とまちづくりの両方の視点から多くご意見をいただけるものと期待をしております。

4番及び5番の委員は教育委員会事務局職員であり、5番の委員が今回新任となります。

なお、任期は平成30年5月25日から平成31年3月31日までとなっております。

また、男性女性の比率でございますが、3番と5番の2名の委員が女性であることから、今回は女性の割合が40%となり、一定の基準を達成しております。

以上で、説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

谷委員

昨年は女性がいなかったと思いますが、今回は女性がおりましたかと思っております。

教育政策課教育企画監

ありがとうございます。

横田教育長

条例上の定数は5名ですか。

教育政策課教育企画監

はい。5名でございます。

横田教育長

この事業費を教えてください。

教育政策課教育企画監

学校に配当します事業費で申し上げますと、300万円でございます。

横田教育長

昨年と同じですか。

教育政策課教育企画監

はい。引き続き同額となっております。

横田教育長

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第24号「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第24号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第25号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第25号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

趣旨といたしましては、任期中の委員から辞退の申し出があり、委員の交代をするものでございます。

高知市では、いじめ防止対策推進法第14条及び、いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的に、平成27年11月6日、高知市いじめ問題対策連絡協議会を発足させました。

発足に当たりましては、条例に定める機関・団体から12名の委員を委嘱させていただいております。

委員の任期は2年以内とされており、現委員の任期は平成31年9月30日までとなっておりますが、現在、委嘱された12名のうち、3名が所属機関からの異動を理由に交代をするものでございます。

異動がございましたのは、高知地方法務局、高知県警察本部、人権同和・男女共同参画課でございます。事務局といたしましては、改めて関係団体から委員のご推薦をいただき、この度、3名の方を新しい委員としてお迎えすることになっています。

解嘱と新たな委嘱はお手元の名簿のとおりとなっております。

新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となっております。

なお、委嘱の推薦に際しましては、女性委員の増員についても、打診しておるところでございますが、今回の委嘱に際しましては、1名が女性、2名が男性となっております。昨年度に引き続き、女性は12名中3名で、議長を含め23%となっております。

以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第25号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第25号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第26号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第26号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」説明いたします。

資料の12ページ委員名簿をご覧ください。

図書館協議会は、図書館法と市民図書館条例に基づいて設置されており、館長の諮問に応じて、図書館の運営等についてご意見をいただく機関でございます。委員の委嘱に当たりましては、県市の合築により整備しますオーテピア高知図書館を円滑に運営していくために、前回、平成28年7月の委嘱から県の図書館協議会委員と同じ方を委嘱し、県市合同で協議会を開催しております。

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者と条例で定められておりまして、この中から教育委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織し、任期は2年となっております。

この度は任期満了に伴う委嘱となりますが、7月24日のオーテピア開館に向け、これまでの経過や開館後の運営等について引き続きご意見をいただくため、全ての委員さんに再任をお願いするものです。教育分野をはじめ、ビジネス支援や障害者サービス、市町村や大学との連携など、幅広い視点でご意見をいただけるものと考えております。

任期につきましては、平成30年5月1日から平成32年4月30日となっております。

なお、女性委員の割合は、40%となっております。

また、県においては、昨日、4月25日に開催された定例教育委員会において、原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第26号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第26号は原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第27号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

市教委第27号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」説明をいたします。

高知市では、高知市教育研究所条例第5条に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置いたしました。

設置に当たりましては、同条例第5条の2により、12名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、委員の任期満了に伴い、教育委員会といたしましては、14ページにお示ししている12名の方に委員を推薦していただきました。

新しい委員の委嘱期間は、同条例第5条の3に基づき、1年となっております。

なお、委員の推薦に際しては、本年度新たに推薦する方は4名で、8番の田所潤子委員、9番の田所知明委員、10番の西森真理委員は、それぞれの役職から、新たに推薦するものでございます。

また、12番の結城貴暁委員は、民間の人づくりや経営品質の向上について広く研修等を行っている立場から、教育研究所の運営にご意見をいただくために推薦するものでございます。

他の委員は、任期が1年と短いこともあり、一定のスパンの中で教育研究所の取組や課題等についてご示唆いただきたいと考え、昨年に引き続きの委嘱となっております。一番長く務めてくださっている委員は、4年目となっております。女性委員につきましては、6名となっております。

以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

谷委員

12番のビスタワークス研究所について、もう少し説明をお願いします。

教育研究所長

主に人づくり，企業のマネージメント，研修を行っている研究所でございます。

「伝え役」というのは，この研究所の講師のことを「伝え役」という役職名にしているとのこと
です。

横田教育長

南国にありますネットヨタの人材育成部門で，ご活躍をされている方です。

西森委員

ジャンルでいいますと，コンサルタントになるのでしょうか。人材育成コンサルタントがよくある
と思います。

教育研究所長

はい。人材育成という面，学校の経営品質の向上についてもお話ししていただくかと思ってお
ります。

西森委員

権威があればいいというものでもありませんが，どこかからの保証がある方ですか。例えば，大
学の教育学部で学位を持っておられ，論文も書かれており，学内での教授選挙も通っておられるな
ど，そういった方が，信用を申し上げて良い中立公正な能力を持っておられる方であると思いま
す。民間の方で，この方が良いと言って，招聘されることは良いと思いますが，この方は何の保証があ
る方なのでしょうか。

教育研究所長

以前は，NPO団体「土佐はちきん」のネットワークアドバイザーである川村委員にお願いをし
ておりました。川村委員からも，教育委員会以外の視点でご意見をいただいた経緯があります。た
だ，川村委員には5年間委員を務めていただいたので，新しい方ということ，そして民間からと
いう視点を当てたことで，今回，高知県内でご活躍されているビスタワークスの方に来ていただ
こうということでございます。

なお，今年の教職員研修にも来ていただき，民間の立場から，学校経営に関して講演をしてい
ただこうと計画をしている方でございます。ただ，どこで，何をもって保証をされている方なのかと
いうことは，今は説明できかねます。

西森委員

行政に民間を入れていかなければいけないとは思いますが。学位を持っているなどということより，
能力のある方もたくさんいらっしゃいます。いろいろな基準があるとは思いますが，コンサルタン
トは資格が必要ありませんので，コンサルタントを名乗り，有名になってしまったなどということ
もあります。そういった中で，資格というものは，それなりの価値があるものと思います。また，
試験を経ている，推薦されているなどにつきましても同様です。ビスタワークスは営利団体，営利
事業者であり，ボランティアで行っているわけではないと思いますので。ある一定期間，限定され
ているのであれば，入っていただくのは良いと思うのですが，固定的にすべきではないし，透明性
のあるものにしておかなければいけない。反対はいたしません。

教育研究所長

教員対象の講演の際は，謝金については必要がないということで，広く，講演をしていただい
ているところです。ただ，企業等の社員への研修については，謝金はいただいているとは聞いており
ます。

西森委員

想いがあってやられているかも知れませんが，「高知市教育研究所運営委員会委員」の肩書とい
うのは，どこかに掲載される予定になっているのでしょうか。行政の肩書というのは，影響力があ

ると思います。機会を均等に、公平に与えていかないといけないと思います。教育について、熱心にやられている方ということであれば、教育学部にもたくさんおりますので。

森田委員

西森議員も、懸念されているところがそこだと思います。

教育と経営がつながろうという動きが大学にもあることは、私も認識しております。それを歓迎している方もいれば、そうではない方もいらっしゃいます。経営といいますと、やはり収益性、生産性、儲かることであり、教育の場で目指すことは、知能、創造であると思うのですが、方向によっては、教育が儲かる研究、儲かる教育、無駄を省く研究になる。コラボレーションすることにより、発展するところ又は懸念するところがあるということをお気付けなければいけない。12分の1の影響力をお持ちになるということですが、これが仮に、来年及び再来年等なるにつれ、12分の3、12分の4となっていくことに対しては、議論が必要になってくると思いますし、儲かる研究、無駄を省く研究等となることにも注意をしなければならないと思います。

西森委員

学校経営品質であれば、大学の中にも研究されている方はいらっしゃるのではないかと思います。民間のどういう方かわからない方が、学校経営品質について、きちんとしたことを言っているようではあるが、やはり、大学で研究し、勉強をして、論文を書き、それが認められているという方がやるのとは違うと思うのです。他にいないのですかということなのです。民から見て、どこかの民間事業者と組んでいると見えないうように。透明性といいますか。

野並委員

トヨタの関連とのことですが、実は、随分前になりますが、病院の運営に関する職員に対しての講演に来ていただいたことがあります。トヨタの品質管理、製品を作る上での生産管理に関してノウハウというのがあって、それを教えてあげようというような部門といいますか、それをされている方たちがいるようです。例えば、ディズニールランドのノウハウ、どうすれば楽しいか、どうすれば継続できるのかということをお講演して回られる方がいらっしゃるのですが、それに近いような、どうすれば品質管理を高いレベルで維持していけるのかということをお、いろいろな部門に活用できるようにされており、印象としては、悪い印象ではない。かなり専門として、トヨタのノウハウを研究している、伝える部門があるというふう感じたことでした。今回のこの方はそういった方ではないかと思ったのですが。

横田教育長

トヨタ関連の書物を複数読んでみて、今回、特に違和感が無く、名簿を見た段階では受け入れをいたしましたけれども、確かにご指摘のあるような懸念される部分が全くないわけではないと思いますので、その辺りにつきまして、きちんと説明ができるような形で名簿を作成できるよう努めさせていただきます。また、ご指摘の点も踏まえて、会の運営に当たっていき、結果については検討した上で、改めてご相談させていただきたいと思っておりますので、今回につきましては、この名簿でよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

それでは他にご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第27号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第27号は原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第28号「高知市教育支援委員会委員の任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

市教委第28号「高知市教育支援委員会委員の任命について」説明をさせていただきます。

趣旨は、15ページにありますとおり、任期中の委員から辞退の申出があり、委員を交代するものでございます。

高知市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対し、本市において適切な教育支援を行うため、高知市教育支援委員会条例に基づき、高知市教育支援委員会を設置しました。

設置に当たりましては、同条例第3条に基づき、学識経験者、医師、特別支援教育関係の教職員の方々から、15名の委員を委嘱等させていただいております。

16ページにありますように、今春の教職員人事異動による三里小学校前校長の杉本一幸委員の退職に伴い、本委員も解任されることとなりますので、表にお示ししている三里小学校長の田頭修委員を推薦していただきました。

新しい委員の任命期間は、同条例第4条により、前任者の残任期間となっております。17ページにありますように、女性委員は8名となっております。

以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第28号「高知市教育支援委員会委員の任命について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第28号は原案のとおり決しました。

日程第10 市教委第29号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター所長

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育・青少年の健全育成にかかわる関係機関・団体等から推薦していただき、24名の委員を委嘱等させていただいております。

今回の委嘱は任期満了に伴うものでございまして、19ページの委員の内訳は、PTA 2名、校長 5名、教育行政 1名、警察 4名、福祉 4名、雇用関係 2名、補導委員 3名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所各 1名でございます。

充て職となっている機関・団体が多く、異動、交代に伴い、7名の方が新任でございます。

なお、委員委嘱の推薦に際して、女性委員の増員について、関係機関・団体に依頼し、今年度は、昨年度に比べて1名増員となりました。家庭裁判所、中央児童相談所、市教研、市P連には個別にお願いいたしましたが、それぞれの事情で女性委員がかないませんでした。24名中3名の女性委員となっておりますので、引き続き、女性委員の割合を上げるよう努力をいたします。

委員の委嘱期間は、高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、委嘱の日、平成30年5月24日から平成31年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

森田委員

教えてください。先ほどまでの委員の方たちを見てきたときに、女性の割合が構成員の40%であるとか15名中8名である一方で、こちらは8分の1であるとういう、この差はどういったことが要因ですか。

少年補導センター所長

家庭裁判所で言いますと、調査官の中から選出していただいているわけですが、女性の方は若い方が多く、裁判所を代表する委員としては出せないということで、主任調査官の木原さんをご選出いただいております。また、警察署に関しましては、部門として、主に刑事、少年の部門と地域交通の部門に大きく分れておりまして、少年全てに関わっていることから全てを統括する署長をお願いしております。女性警察官で言いますと、女性が統括する立場におられないとのこと。そして、市教研、PTAについては、総会が終わらないと副会長も決まらないということで、今後、副会長が決まりましたら、もしかすればお願いをすると、充て職の新しい副会長に就いていただくことも可能かもしれませんので、そこは努力をさせていただきます。

森田委員

ありがとうございます。もちろん、教育委員会の努力が不足とは思っておらず、女性が少ないことについては、構造的な問題ということは理解いたしました。構造的な問題そのものを考えていかななくてはならない、もちろん、補導の件数、非行率等を見ると、男の子が多いことは、私も理解しているのですが、ただ、そういう研究、勉強をしている中で言うと、女子の問題行動が数値に計上しにくい、見つかりにくいというのは認識しておりまして、そういうところにも目を向けていただくためにも、構造的な問題に介入して、若い女性は代表になれないことなど、見直していく必要があるのではないかと思います。割合の30%ボーダーというのは、世界的にも言われているところなので。去年も、もしかしたら申し上げたような気もするのですが、お願いしたいと思います。

谷委員

全く同感です。社会全体の構造計画は必要だと感じています。そういった中で、市教委補導センターの副所長が今年度から女性であることは、画期的なことですし、1名増えたことについても、非常に努力はされていると思いますので、今後とも委員会全体で努力をしていくことをお願いします。

少年補導センター所長

3名の女性委員を言いますと、高知県の課長が女性ということ。小中の校長会から2名出ていただいておりますが、少なくとも1名は女性ということで推薦をいただきました。また、高等学校の校長については、本来ですと交代する予定でしたが、他に1名しか女性校長がいませんので、是非、引き続きお願いしたいと個別に依頼をして、引き受けていただきました。

西森委員

運営委員の委員を拝見していると、偉い方ばかりで実務者レベルの会ではないが、実務者レベルの会がありますか。

少年補導センター所長

実際の会は、警察関係であれば、署長及び少年女性安全対策課長が委員ですが、実際の所轄の生活安全課長も随行して来ます。また、本部の課長であれば、課長補佐と一緒に来られまして、細かいところを協議されます。少年補導センターで言えば、少年サポートセンターと競合することがあるわけですが、大きなところを決め、役割分担をし、実務者同士で再度分けるなどしております。

西森委員

実務者レベルの会が別で行われているのであれば、そちらの方が狙い目と思いました。実務者レベルとなると、もっと女性はいると思いましたが、今のお話ですと、一緒に行っているということですね。随行の方を女性でお願いしますと言うのも言いにくい気もしましたので。

少年補導センター所長

実務者の会は、年に6回、中高の教員も合わせて、情報交換を含め会を行っております。

西森委員

そちらの会では、女性の呼びかけをされていますか。

少年補導センター所長

実際の担当者が来られます。警察関係は男性の係長が多いですが、児童相談所や各機関からは女性の方が多く来られます。

西森委員

県警本部に少年や女性の安全対策等の本部があると思いますが、そちらには女性の方が多くいらっしゃると思います。

少年補導センター所長

今年初めて、女性が課長補佐で入られて、後は全員男性となっております。

西森委員

そうですか。ここはやはり数字が上がっていく方が良いと思いますので、実務者レベルの会の方で女性を増やしていき、上へ上がっていくことで女性が増えると良いと思いますので、よろしくお願いします。

横田教育長

女性の委員を集めてくることも、所長の重要な業務の一つになっております。骨が折れるところではございますが、先ほどの説明のような事情により、このような名簿となっております。

他にございますか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第29号は原案のとおり決しました。

それでは、以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時53分

署 名

教 育 長

3 番 委 員